

徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、強度行動障がい者等の短期入所の受入先を確保し、地域での支援体制を充実させるため、短期入所のサービスを提供する事業所が行う環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障がい者等 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第1における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又はこれに準ずる者として市町村長が認める者をいう。
- (2) 社会福祉法人等 県内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所のサービスを提供する事業所を運営する社会福祉法人、医療法人、社会医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、県内で強度行動障がい者等を受け入れる社会福祉法人等であって、第7条第1項の規定による指定を受けた者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、強度行動障がい者等に短期入所のサービスを提供するための設備改修に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 強度行動障がい者等の退避を目的とした居室等の整備を行う経費
- (2) 窓ガラス、照明器具、扉、床、机、椅子等の家具等について補強を行う経費
- (3) 強度行動障がい者等の受入に必要な備品の購入等の経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、強度行動障がい者等の安全を確保するために必要な設備改修を行う経費

(補助金の額)

第5条 補助基準額は、500,000円とし、前条に規定する補助対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合に

は、これを切り捨てた額）を補助金額とする。

（指定の申請）

第6条 モデル事業所の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、知事が指定する日までに、別に定める書類を知事に提出しなければならない。

（指定の適否の決定）

第7条 知事は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、指定の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その決定の内容を指定申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定を受けた者が、偽りその他不正の手段により指定を受けたと認めた場合は、当該指定を取り消すものとする。

（補助金交付申請書等）

第8条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、前項様式に掲げるとおりとする。

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定めるものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（1）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（2）補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

（3）前号の報告により、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（軽微な変更）

第10条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の区分相互間における20パーセント以内の額の増減とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金の額に変更がないもので、次の各号に掲げるものとする。

（1）機能を著しく変更しないもの

（2）規模、構造又は用途を著しく変更しないもの

（3）補助事業の目的及び事業の遂行に影響がない細部の変更であるもの

（変更の承認の申請等）

第11条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者

は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第 5 条第 1 項第 4 号による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第 12 条 規則第 11 条の実績報告書は、様式第 4 号による。

- 2 規則第 11 条の知事の定める書類は、前項様式に掲げるとおりとする。
- 3 規則第 11 条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の請求）

第 13 条 規則第 12 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第 5 号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第 14 条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（書類の保管）

第 15 条 規則第 16 条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

（財産処分の制限）

- 第 16 条 規則第 17 条に定められた財産の処分については、取壊し及び廃棄も含まれるものとする。
- 2 規則第 17 条第 2 号及び第 3 号の知事が定める財産は、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 10 万円以上の機械器具等とする。
 - 3 規則第 17 条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定められている当該財産の耐用年数に相当する期間とする。

（雑則）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 28 日から施行する。

文 書 番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名

令和 年度徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業

2 交付申請額

金

円

3 関 係 書 類

(1) モデル事業所の指定に係る提出書類の写し

(2) 収入支出予算書抄本

(3) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

文 書 番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け徳島県指令障第 号により交付決定があった徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業補助金について、徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業交付要綱第9条第2号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
令和 年度徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業
- 2 徳島県補助金交付規則第 1 2 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金等返還相当額)
金 円
- 4 関 係 書 類
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる
資料)
- 5 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

文 書 番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 { 〔 に要する経費の配分の変更
 の内容の変更
 の中止（廃止） 〕 } の承認を受けたいので、徳島県強度行動障がい者
等受入推進モデル事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて
申請します。

- 1 補助事業名
令和 年度徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業
- 2 補助金の交付の指令番号
令和 年 月 日付け徳島県指令障第 号
- 3 変更の場合
(1) 変更の理由及びその内容

(2) 変更交付申請額 金 円
- 4 中止又は廃止の場合は（中止・廃止）理由
- 5 関係書類
(1) （変更の場合）様式第1号の関係書類のうち、変更に係るもの
(2) その他参考となる資料
- 6 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

文書番号
年月日

徳島県知事殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

實績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
令和 年度徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業
- 2 補助金の交付の指令番号
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
(1) 事業報告書（様式第4号別紙）
(2) 補助対象経費に係る支出額を証する領収書等の写し
(3) 写真等（環境整備前後、改修等の場合は併せて作業工程等の状況が分かるもの）
(4) 収入支出決算書（見込書）抄本
(5) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

事業報告書

法人名	
代表者職・氏名	

1 環境整備を行った短期入所事業所の概要

事業所名	
事業所所在地 (複数の棟が整備対象となる場合は、それらの棟の名称及び所在地を記載してください。)	
利用定員	名
建物の構造	造 階建 (対象事業所： 階部分)
建物の所有関係	☐ 運営法人自己所有
	☐ 借家 (所有者：) ※借家には集合住宅を含む。

2 環境整備の内容、事業費等

環境整備の内容		
事業開始日	令和 年 月 日	
事業完了日	令和 年 月 日	
総事業費 (A)	円	
対象経費支出額計 (B)	円	
内 訳	(1) 強度行動障がい者等の退避を目的とした居室等の整備を行う経費	円
	(2) 窓ガラス、照明器具、扉、床、机、椅子等の家具等について補強を行う経費	円
	(3) 強度行動障がい者等の受入れに必要な備品の購入等の経費	円
	(4) 前3号に掲げるもののほか、強度行動障がい者等の安全を確保するために必要な設備改修を行う経費	円
補助基準額 (C)	500,000円	
(B) × 1 / 2 と (C) を比較して少ない方の額 (D)	円	
補助金の額 ((D) 千円未満切捨て)	円	

- 3 地域生活支援拠点等としての市町村への届出状況について
- （・事業計画書提出時に未届出であった場合は、その後の市町村への届出状況を記載してください。
 - ・事業計画書提出時に既に届出済みであった場合は、追加で届出をした市町村があれば、その旨記載してください。）

--

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額												円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
補助事業名	令和 年度徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業
補助指令金額	
補助指令年月日	令和 年 月 日
補助指令番号	徳島県指令障第 号
補助額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	精 算

口座振込先								
金融機関名（ ） 店舗名（ ）								
預金種別（1 普通 2 当座 9 その他）								
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （右づめ）							
口座名義（カタカナ書き） （ ）								

担当者の氏名、連絡先

	氏 名	連 絡 先
発行責任者		
担当者		